郊		<b>Z</b> ·	+	$\star$	剖
ᆔ	ルココモ	⊐ .		ハ	ш

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	土木部	監理課	H23.4.1	建設業情報管理システム電算処理業務	システム基本料 @52,500円/月 建設業許可電算 処理料 @2,100円/件 経営事項審査電 算処理料 @670円/件	番24号 財団法人 建設業情報管理 センター	建設業者の許可及び経営事項審査にかかるシステムを開発・ 運営・管理しているのが(財)建設業情報管理センターであり、 国及び各都道府県は同センターへ業務委託している。また、 他に同様のデータを扱っている業者がないことや、同センター は単価を全国統一単価としていることから、随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
2	土木部	監理課	H23.4.1	経営事項審査等業務 委託	2,547,132	長崎市桜町3番12号 長崎県行政書士会 会長 森田 忠幸	審査に当たっては建設業法をはじめとする幅広い法律の専門知識が必要であるが、行政書士は、行政全般に亘る許認可等の申請書類の作成・提出に精通していることから審査要員として最も相応しい専門職業家と判断される。また、本審査においては高度な専門性、豊富な経験及び的確な判断力が要求されるとともに、毎年3,000件を超える多数の申請を処理する必要があるため、該当期間中、一定の質及び量の審査要員を安定的に確保することが不可欠であるが、行政書士会は県下大多数の行政書士を擁し、関係専門業務全般に亘り指導的、調整的役務を担っていることから本業務で求められる人材の供給ならびに審査水準及び公平性の維持が可能であり、また他に同等以上の委託先を見出すことも現実的に困難であるため。	第167条の2 第1項第2号
3	土木部	建設企画課	H23.4.1	工事実績情報サービ ス及び測量調査設計 業務実績情報サービ ス利用	2,362,500	東京都港区赤坂7-10-20 財団法人 日本建設情報総 合センター 理事長 門松 武	本サービスを提供しているのは、唯一、財団法人 日本建設 情報総合センターだけであるため。	第167条の2 第1項第2号
4	土木部	建設企画課	H23.4.1	企業情報(発注者支 援データベースシステム)の利用	1,890,000	東京都千代田区二番町3 財団法人 建設業技術者センター 理事長 三谷 浩	本サービスを提供しているのは、唯一、財団法人 建設業技 術者センターだけであるため。	第167条の2 第1項第2号
5	土木部	建設企画課	H23.4.1	公共事業技術情報シ ステム運用管理業務 委託	11,025,000		システムの著作権を株式会社 NDKCOMが保有しているため、他業者では業務を執行できない。	第167条の2 第1項第2号

÷0			
当5	局名	 トオ	涪フ

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	土木部	建設企画課	H23.4.1	業者管理・工事執行 管理システム維持管 理業務委託	4,945,500	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社 長崎支 店 支店長 田中 大吾	システムの著作権を日本電気株式会社が保有しているため、 他業者では業務を執行できない。	第167条の2 第1項第2号
7	土木部	建設企画課	H23.4.1	公共事業技術情報シ ステム維持管理業務 委託	2,131,500	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 中野 一英	システムの著作権を株式会社 NDKCOMが保有しているため、他業者では業務を執行できない。	第167条の2 第1項第2号
8	土木部	建設企画課	H23.4.1	土木工事積算システ ム維持管理業務委託	30,030,000	長崎市出来大工町36 扇精光株式会社 代表取締役 扇 健二	システムの著作権を扇精光株式会社が保有しているため、他業者では業務を執行できない。	第167条の2 第1項第2号
9	土木部	建設企画課	H23.4.1	プログラムサポート サービス契約	2,362,500	東京都港区赤坂7-10-20 財団法人 日本建設情報総 合センター 理事長 門松 武	本サービスを提供しているのは、唯一、財団法人 日本建設 情報総合センターだけであるため。	第167条の2 第1項第2号
10	土木部	建設企画課	H23.4.11	土木部職員等専門研 修業務委託	9,999,150	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 中村 正	土木関係職員の研修を行っているのは、県内で唯一、財団法 人 長崎県建設技術研究センターだけであるため。	第167条の2 第1項第2号
11	土木部	建設企画課	H23.5.24	総合評価審査補助業 務委託	29,779,050	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 中村 正	県の土木行政に精通し、総合評価方式について知識が豊富な技術者を擁している。 行政代行機関としての信頼もあり、当センター以外に委託先はない。	第167条の2 第1項第2号
12	土木部	建設企画課	H23.6.27	公共事業技術情報シ ステム改修業務委託	1,785,000	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 中野 一英	システムの著作権を株式会社 NDKCOMが保有しているため、他業者では業務を執行できない。	第167条の2 第1項第2号
13	土木部	建設企画課	H23.7.19	用地管理システム改 修業務委託	2,163,000	長崎市西坂町2-3 富士通株式会社 長崎支店 支店長 横枕 誠治	システムの著作権を富士通株式会社が保有しているため、他 業者では業務を執行できない。	第167条の2 第1項第2号
14	土木部	建設企画課	H23.7.29	委託業務電子成果品 登録保管業務委託	7,198,800		電子成果品の登録業務の過程で個人情報を知りえるものであることから、守秘性を保持する必要がある。財団法人 長崎県建設技術研究センターは行政の代行機関としての信頼がおけ、守秘性が保持できる機関であり、当センター以外に委託先はない。	第167条の2

郊	局名	+7	大部
급)	回石	⊥/	

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	土木部	建設企画課	H23.8.2	「土木の日」パネル展 企画業務委託	1,711,500	長崎市栄町5-5株式会社 創見	「土木の日」イベントは、「土木」そのものの魅力を広く県民の皆さんに理解して貰うため、国・県・大学その他関係団体が「土木の日」実行委員会として一体的に取り組んでいるものであり、イベント全体の企画・運営は実行委員会が業務委託している業者が行っている。 長崎県は各種イベントの一つを担当しており、土木の日イベントとして、企画全体との調整等が必要となるため、実行委員会が業務委託している業者を行う。	第1項第2号
16	土木部	建設企画課	H23.8.31	公共事業技術情報シ ステム用サーバ機賃 貸借(再リース)	1,336,314	福岡市博多区東比恵3-1-2 富士通リース株式会社 九州支店長 高橋 謙二	富士通リース(株)より賃貸借している機器の再リースのため、他の業者との契約を行うことができない。	第167条の2 第1項第2号
17	土木部	建設企画課	H23.9.29	委託業務成果品整理 業務委託	6,510,000	大利市心田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術研究センター	電子成果品のデータの移し替えの過程で個人情報を知りえるものであることから、守秘性を保持する必要がある。財団法人長崎県建設技術研究センターは行政の代行機関としての信頼がおけ、守秘性が保持できる機関であり、当センター以外に委託先はない。	第167条の2 第1項第2号
18	土木部	都市計画課	H23.4.1	長崎県違反広告物除 却推進運動事務委託	1,188,000		屋外広告物法に基づいて、知事の権限の一部を委任した違反 広告物除却推進員を構成員とする当該連合会に相手方が限 定されるため。	第167条の2 第1項第2号

郊屋	夕	+	$\star$	部
ᆔ	т	ㅗ	$/\!\!\!\!/\!$	ᆔ

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	土木部	都市計画課	H23.4.1	JR長崎本線連続立 体交差事業に関する 平成23年度実施協 定	1,740,121,000	福岡市博多区博多駅前三丁 目25番21号 九州旅客鉄道株式会社	・本業務は、JR長崎本線連続立体交差事業に伴いJR長崎本線の高架化に関する設計、JR佐世保線早岐駅に移転する車両基地の設計・工事を行うものであるが、詳細設計の対象となる本線及び車両基地の施設管理者は九州旅客鉄道株式会社であり、列車の安全運行確保の観点等から、施設の設計条件や構造形式を決定する権限が九州旅客鉄道株式会社にあること。・業務を実施するうえで、列車の営業運転を行っている鉄道事業用地内への立入りが必要であり、列車の安全運行の確保及び作業員の安全確保が必要であること。・鉄道施設は、土木、建築、電気、信号、通信等の様々な施設があり、設計・工事を実施するうえでは、九州旅客鉄道株式会社の有する個別施設の専門的な技術力と、それらを俯瞰的に判断する総合的な技術力が不可欠であること。・業務を実施するうえでは、施設管理者である九州旅客鉄道株式会社内部の、施設部門、運輸部門、電気部門等関連する部局の内部調整が不可欠であること。なお本協定は、鉄道の高架化を行うための鉄道事業者に対する補償である。	第167条の2 第1項第2号
20	土木部	都市計画課	H23.7.20	都市計画の見直しに 関する基礎調査委託 (雲仙市)	5,241,000	雲仙市吾妻町牛口名714番 地 雲仙市長 奥村 愼太郎	本調査は、都市計画法第6条に基づき人口・環境・建物・住宅の状況を把握し、土地利用、施設整備計画の検討を行う際の基礎資料を得るために実施するものである。本調査は、都市計画法第6条に県が行うものと定められているが、現地に精通した当該市町の職員が直接業務に当たることにより調査精度の向上が図れるため、県から雲仙市へ委託する方法で実施する。	第167条の2 第1項第2号

٠				
ᄁ	局名	. –	$\vdash$ $\neg$	陪才
I)	$I \cap I = I$			

番·	号 所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
2	土木部	都市計画課 (長崎鉄道高架 整備事務所)	H23.8.19	JR長崎本線連続立 体交差事業 (不動産鑑定業務)	1,078,350	長崎市築町1番19号 長崎総合鑑定株式会社 代表取締役 渡 辺 泰 輔	不動産鑑定評価を行うことができる者は、「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は、国の基準に準拠した「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(昭和54年7月27日土木部長通知)により定められている。不動産鑑定評価額は、公共事業の用地取得価格を決定するときに最も重視し、用地取得価格が適正であるかどうかを左右するものであり、より高度の信頼性が求められる。公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合する必要がある。このため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらには、鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定土あるいは事情に詳しい鑑定土に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。長崎総合鑑定㈱(渡辺鑑定土)は、当鉄道高架事業において、周辺地区の鑑定実績及び、近隣の公示価格及び調査価格の鑑定実績があり、より信頼性の高い鑑定評価を得ることができる。以上により、その性質及び目的が競争入札に適しないため、長崎総合鑑定㈱(渡辺鑑定土)と随意契約を行う。	

部局	夕	+	+	- 立[
<u> </u>	$\Box$		<i>/</i>  \	八市に

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	土木部	都市計画課 (長崎鉄道高架 整備事務所)	H23.11.28	早岐駅周辺整備事業 (不動産鑑定業務)	1,333,080	長崎市興善町2番31号 一般財団法人 日本不動産 研究所 長崎支所 支所長 萩野 和伸	不動産鑑定評価を行うことができる者は、「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は、国の基準に準拠した「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(昭和54年7月27日土木部長通知)により定められている。 不動産鑑定評価額は、公共事業の用地取得価格を決定するときに最も重視し、用地取得価格が適正であるかどうかを左右するものであり、より高度の信頼性が求められる。 公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合する必要がある。 このため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらには、鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。 一般財団法人日本不動産研究所長崎支所は、公示価格等に鑑定実績があり、今回鑑定を行う佐世保市早岐町周辺の高い鑑定評価を得ることができる。 以上により、その性質及び目的が競争入札に適しないため、一般財団法人日本不動産研究所長崎支所と随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
23	土木部	道路維持課	H23.4.1	道路交通情報業務委 託	14,391,300	10 財団法人 日本道路交通情	財団法人 日本道路交通情報センターは、全国の道路交通情報を収集・分析・提供する目的で設立された唯一の機関であり、国土交通省、47都道府県等の地方公共団体及び旧道路関係公団と委託契約を締結しており、他に当該業務を委託できる機関はないため。	第167条の2 第1項 第2号

郊		<b>Z</b> ·	+	$\star$	剖
ᆔ	ルココモ	⊐ .		ハ	ш

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	土木部	道路維持課	H23.4.1	平成23年度 工事図書·完成図書登録保管業務委託	11,546,850	大村市池田2丁目1311番地3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 中村 正	本県では、道路・街路の完成時の図面類や写真などを一元的に整理保管し情報の共有化を図ることにより、効率的で安全な維持管理にするよう、平成22年11月に「長崎県道路・街路にかかる工事図書・完成図書作成要領・を定めた。本業務は、この要領に基づき、工事の完成図面、工事写真、設計報告書等から構成される工事図書、完成図書を電子データとして登録・保管し、必要な時、速やかに道路管理者に資料を提供出来るようにするものである。本業務の遂行に当たっては、データを半永久的に登録保管し、今後の道路・街路を効率的に維持管理していくための情報を円滑に道路でが必要となり、同一の組織が継続的に実施することが望まれる。また、工事図書・完成図書データを登録するに当たり、データの信頼性を確保するため、帳票に書かれている内容のチェック、図面、品質管理資料のチェックなどを行わなければならず、長崎県発注工事の設計図書、施工管理に関する専門的な知識を有していなければならない。更には、工事図書・完成図書を作成する区間にお務成果品(地質調査報告書、満造計算書等)のデータとの連携も必要となる。(財)長崎県建設技術センターは、県内の建設事業一般に関する公益法人として、公平・中立的な立場において、建設事業に関する企画・計画・調査等を行っており、長崎県発注工事における積算技術業務、工事監督補助業務などを実施しているため、長崎県発注工事の設計図書、施工管理方法などに関する専門的な知識を有している。また、委託業の成果品登録業務は、平成12年度より(財)長崎県建設技術研究センターが行っており、委託業務の成果品データとの連携が可能である。以上の理由により、(財)長崎県建設技術研究センターは本業務を継続的且つ確実に遂行出来る唯一の機関である。以上の理由により、(財)長崎県建設技術研究センターは本業務を継続的目つ確実に遂行出来る唯一の機関である。以上の理由により、(財)長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項 第2号
25	土木部	道路維持課	H23.6.24	23単起災防第1101-1 号 生月大橋損傷原因究 明検討業務委託	44,940,000	所長 池田 武士	当業務は、技術的に高度で非定型な業務であり、プロポーザル方式でのコンサルタント特定が妥当であった。このため、6社を選定し技術提案書の提出を依頼したところ、5社から提出がなされ、建設コンサルタント選定委員会において内容を評価した結果、実施方針及び手法等に優れた(株)長大を特定するに至った。これに基づき、随意契約するものである。	第167条の2 第1項第2号

÷0			
当5	局名	 トオ	涪フ

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	土木部	道路維持課	H23.7.15	23単起災防 第1101-2号 耐候性鋼橋梁の健全 度評価法に関する調 査検討業務(その1)	6,646,500	東京都台東区台東1-6-4 (財)土木研究センター 理事長職務代行 中村 亮	・本業務は、県内に架設された耐候性鋼材を使用した橋梁の現地調査を行い、腐食量等を測定し、耐候性鋼材の健全性を評価するものであるが、非常に高い技術力を要求される。・上記のような業務は、一般の建設コンサルタントでは実績がなく、鉄鋼メーカーの研究所や関連調査会社などは実績はあるが、使用鋼材が特定され著しく中立性を欠く。・本業務の遂行に当たっては、耐候性鋼材に関して、幅広い見識が必要となる。また、継続的な調査を実施し、橋梁の変状を的確に把握する必要があるため、同一の組織が同一の着眼点で継続的に実施することが必要不可欠となる。・財団法人士木研究センターは、耐候性鋼材を使用した橋梁の調査・研究を行っており、多くの実績がある中立性の高い唯一の研究機関である。・・以上の理由により、耐候性鋼材に対して幅広い見識を持ち、また、調査・研究の実績を有する財団法人土木研究センターは、唯一業務を遂行できる機関である。	第167条の2 第1項第2号
27	土木部	道路維持課	H23.8.1	長崎県橋梁概略点検 支援業務委託	5,535,600	大村市池田2丁目1311番地3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 中村 正	平成19年度末、本県では長寿命化修繕計画を策定した。この中で、橋の健全性の把握のため、定期的に点検を行うこととしており、今年度は364橋の点検を行う予定である。しかしながら、橋梁点検の実施にあたっては2人以上で回る必要があり、現在の職員数だけで実施するには多くの日数がかかること、また経験が浅い職員が劣化の状況判断を行うのは難しいといった状況にある。そこで、本業務の遂行にあたっては、県内の橋梁建設・維持補修に関して豊富な経験を持つ県職OBが適任であると考えられ、昨年度も県職OBボランティアによる、検を実施した。財団法人長崎県建設技術研究センターは、県内の建設事業一般に関する公益法人として公平・中立的な立場において、建設事業に関する企画・計画・調査等を行っており、県職OBをとりまとめ、期間内に業務遂行ができる機関である。また、平成19年度、民間コンサルタントから同様な業務の見積をとったところ、民間コンサルタントから同様な業務の見積をとったところ、民間コンサルタントは3,000万円程度かかるということであったのに対し、財団法人長崎県建設技術研究センターは、県職OB有志により、対団法人長崎県建設技術研究で、連職OB有志により点検業務を行うため、人件費が不要となり、交通費等の230万円程度であった。県職OB有志により点検業務を行うため、人件費が不要となり、交通費がかかるのみであるからである。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「~(中略)~契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」の理由により、財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項 第2号

郊屋	夕	+	$\star$	部
ᆔ	т	ㅗ	$/\!\!\!\!/\!$	ᆔ

番	号 所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	土木部	道路維持課	H23.8.1	長崎県重点維持管理橋梁点検支援業務委託	8,266,650	大村市池田2丁目1311番地3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 中村 正	本県では、橋梁規模が大きい橋梁や、構造が特殊な橋梁を重点維持管理橋梁と定め、一般橋梁とは差別化して重点的に維持管理を行うこととしている。 本業務は、この重点維持管理橋梁において、橋梁の重要な部位や損傷が発生しやすい箇所を定点観測ポイントとして設定し、1年毎に継続して点検観測(以下、1年点検)を行い、橋梁全体の健全性を把握することを目的としている。今年度は26橋を予定している。本業務の遂行にあたっては、重点維持管理橋梁に関する設計・施工・維持管理に関して、幅広い見識が必要となる。また、毎年の点検により、橋梁の変状を的確に把握することが必要不可欠となる。財団法人長崎県建設技術研究センターは、県内の建設事業一般に関する公益法人として公平・中立的な立場において、建設事業に関する企画・計画・調査等を行っており、重点維持管理橋梁に関する現場管理業務実績も豊富で、現在の重点維持管理橋梁の状態を十分に把握している。更には、重点維持管理橋梁の設計施工に携わり、重点維持管理橋梁に関する定域、重点維持管理橋梁の設計を十分に把握している。更には、重点維持管理橋梁の設計施工に携わり、重点維持管理橋梁に関して幅広い見識と点検能力を持つ県職員のBを必要に応じてボランティアで参集し、橋梁の特性を十分に把握した上での点検観測を行える機関でもある。以上の理由により、財団法人長崎県建設技術研究センターは1年点検を期間内に、かつ継続的に確実に遂行出来る唯一の機関である。また、参考までに、平成22年度、民間コンサルタントから同様な業務の見積をとったところ、民間コンサルタントは700万円程度がかるということであったのに対し、財団法人長崎県建設技術研究センターは350万円程度であった。(8橋)以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「~(中略)~契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」により、財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項 第2号

٠				
ᄁ	局名	. –	$\vdash$ $\neg$	陪才
I)	$I \cap I = I$			

1	番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
	29	土木部	道路維持課	H23.11.4	23単起災防第1101 -10号 生月大橋 劣化予防保全検討委 員会運営業務委託	5,565,000	長崎市旭町5 - 1 株式会社長大 長崎事務所 所長 池田 武士	平成21年12月8日、生月大橋において、トラス部材にひびわれがあることが判明した。復旧については、12月25日に応急復旧が完了し、「応急復旧を踏また本復旧対策の早期実施に向けた検討を行うこと」を目的とした計3回の「生月大橋対策検討委員会」での議論を経て、平成22年6月末に本復旧工事が完了した。今回のひびわれによるトラス部分の損傷については、これまで損傷した部材の破断面調査を実施したが、原因究明までは至っていない状況で、現在、原因究明のための詳細な調査を実施している。今後の調査・検討を行うためには、高度な知識と技術力が必要であるため、有識者の意見や指導を頂くことを目的とした「生月大橋劣化予防保全検討委員会」の設立・運営を行うものである。生月大橋は、平戸島と生月島を結ぶ渡海橋で、3径間連続トラス橋としては、建設当時世界一の径間を誇っていた。本と月大橋の構造や損傷状況から本復旧に至るまでの経緯、設計手法に精通していなければならない。(株)長大は、過年度に実施した生月大橋の応急復旧と本復旧の詳細設計及び本復旧工事の時に設立した「生月大橋検討委員会」の運営も行っており、本業務に精通している。また、現在実施している生月大橋の損傷原因究明業務も請負っており、資料作成等の委員会の運営にも迅速に対応できる。以上の理由により、(株)長大が適当と判断した。	第167条の2 第1項第2号

<u> </u>				٠.,	
部局名	•	+	木	部	

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	土木部	港湾課	H23.4.1	上五島空港照明施設 維持管理業務委託	1,039,500	長崎県南松浦郡新上五島町 有郷2780 株式会社 九電工 有川営 業所 所長 平瀬 研	当該業務は航空灯火施設の機能を常に完全な状態に保つことにより、航空機の安全かつ安定した運航を確保することを目的としている。航空灯火施設は飛行機の航行の援助、離陸及び着陸を援助するために設置された施設であり、運行の安全性、就航率の向上を確保するために必要な航空保安施設の一つである。そのため、ひとたび施設に障害が発生し復旧が遅れた場合には当該空港の運用に支障をきたすことになる。航空灯火施設に障害が発生した場合には早急に臨時点検を行うとともに復旧作業を実施する必要がある。そのため、島内に営業所等を有しかつ多数の職員(電気工事土)を恒常的に雇用している電気工事事業者でなければ本業務を遂行することは不可能である。さらに航空灯火施設は空港施設特有のものであるため、航空灯火施設の維持管理業務の実績がなく、また航空灯火施設置工事の施工実績が乏しい電気工事者を競争参加させることは信頼性が最も重要とされる本業務の性質上適さない。以上のことを総合的に検討した結果、当該業務を受託可能な電気工事者は、盆正月等の休日においても緊急時の対応が可能な社員を島内に多数在中させ、本業務を長年受託し航空灯火施設の機能を常に完全な状態に保ち続けた実績を有する(株)九電工しかいないため。	第167条の2 第1項 第2号
31	土木部	港湾課	H23.4.1	平成23年度上五島 空港管理業務委託	4,500,000	長崎県南松浦郡新上五島町 青方郷1585-1 新上五島町長 井上 俊昭	当該業務には、航空機事故、ハイジャック等の緊急時における消化救難活動等への支援を含んでいるため、地元町に委託する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
32	土木部	港湾課	H23.4.1	平成23年度小値賀 空港管理業務委託	4,500,000	長崎県北松浦郡小値賀町笛 吹郷2376-1 小値賀町長 山田 憲道	当該業務には、航空機事故、ハイジャック等の緊急時におけ る消化救難活動等への支援を含んでいるため、地元町に委託 する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
33	土木部	港湾課	H23.5.11	長崎港長期構想検討 業務委託	30,765,000	東京都港区赤坂3丁目3番地 5号 住友生命山王ビル8階 (社)日本港湾協会 会長 三村明夫	本業務の検討委員会での検討結果は、長崎港の港湾計画の素案となり、これをもとに港湾計画を策定していくこととなる。そのため、この運営及び委員会への資料提示には港湾行政に関する専門的な知見が十分必要であり、また、多岐に渡るメンバーを取り仕切り、港湾計画変更の方向性を示す必要がある。そのため、港湾行政に精通し、かつ全国レベルで同種のノウハウやデータを蓄積し、港湾にかかる政策研究・施策提言等、港湾に関する幅広い活動を長年行っている唯一の団体である(社)日本港湾協会しかないため。	第167条の2 第1項第2号

٠				
ᄁ	局名	. –	$\vdash$ $\neg$	陪才
I)	$I \cap I = I$			

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
34	土木部	港湾課	H23.7.11	長崎港物流戦略検討 調査業務委託	19,320,000	福岡県北九州市小倉北区大 手町11 - 4 財団法人 国際東アジア研 究センター 理事長 末吉 興一	東アジアとの近接性を生かした北部九州におけるシームレス物流による東アジアとの物流モデルの最適化など実践的研究を行い、「北部九州総合ロジスティックスに関する調査」等の諸研究において、港湾関連企業の物流モデルの構築に係るオリジナルデータを数多く保有し、地方では初めての総合的な物流戦略の結果、「九州の成長戦略としてのアジア・ロジスティックス・ゲートウェイ(H23.3)」なる提言を行い、港湾分野や国際~国内間の総合物流の現状や動向に非常に造詣が深いと共に、九経連などの産業界、企業や大学などの研究者に幅広い人脈を有す、多年にわたり東アジアの経済・社会に関する学術研究を行っている唯一の団体である(財)国際東アジア研究センターしかないため。	第167条の2 第1項第2号
35	土木部	港湾課	H23.10.14	旅客昇降用施設(タ ラップ)の購入		福岡県福岡市博多区が洪町 14 - 1 カメリアライン株式会社 代表取締役社長 佐藤 潔	長崎ー上海航路開設に伴い、長崎港松が枝国際ターミナルにタラップが必要となった。通常タラップは船舶建造時に合わせて製造される特別注文の一点ものであるが、今回就航予定の船舶にはタラップが付随していないため、製造又は調達しなければならなくなった。県内の製造可能と思われる企業にタラップ製造の可否について問い合わせたが製造は不可であった。県内外において未利用のタラップを探したところ、博多港に拠点を置くカメリアライン株式会社が所有していることが判明した。上海航路就航船舶との規格にも適応し、動作状況等も良好である。また、製造を行うよりも調達の方が非常に安価である。上記理由によりカメリアライン株式会社しかいないため。	第167条の2 第1項第2号

立区	日夕	+	+	立「
=1)		- 1	л	=1

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
36	土木部	港湾課	H23.10.27	連絡通路 (エプロン ルーフ) の購入	29,925,000	東京都墨田区向島3 - 4 - 2 有限会社 航空総合研究所代表 大山 憲一	長崎港松が枝国際ターミナルに用いる連絡通路に求められる機動性・収納性・通路空間内の快適性・外観等の条件を満足し、また、最大の条件でもある安全性の観点からも、客船接岸時に風速15m/sに耐えうる製品を扱う企業は有限会社航空総合研究所しかいないため。	第167条の2 第1項第2号
37	土木部	港湾課	H23.12.13	長崎県港湾施設管理システム改修業務委託	1,575,000	長崎市恵比寿町4-5 NBC情報システム株式会社 代表取締役 平井 健司	本業務は、現在導入している長崎県港湾施設管理システムの図面及びデータの追加・修正、並びにシステムの利便性向上のためのプログラム保守・改修のため実施するものである。また、今後、台帳図面関係も本システムで管理、利用していくため、本システムに取り込む必要があるが、本システムはNBC情報システム株式会社による独自開発システムであり、本システムを熟知、精通している必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号
38	土木部	港湾課	H23.12.26	船舶用昇降装置(タ ラップその2)	3,150,000	山口県下関市東大和町1- 10-50 サンシャインフェリー株式会 社 代表取締役 坂井 憲夫	長崎 - 上海航路開設に伴い、長崎松が枝国際ターミナルにタラップが必要となった。上海航路就航船舶の規格に合致するタラップを探したところ、下関港に拠点を置く韓国籍の光陽フェリー株式会社が所有していることが判明した。光陽フェリーの日本総代理店であるサンシャインフェリー株式会社が当該装置の売却・譲渡及び処分に係る一切の権限を一任されており、取扱業者が特定されているため。	第167条の2 第1項 第2号

立区	日夕	+	+	立「
=1)		- 1	л	=1

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
39	土木部	河川課	H23.4.1	平成23年度川谷堰堤 テンダーゲート現場管 理業務	1,005,125 (単価契約)	佐世保市水道事業及び下水 道事業 佐世保市八幡町4番8号 管理者 川久保 昭	川棚堰堤は佐世保市の管理堰堤であり、テンダーゲート及びこれに付随する諸機械及び施設は長崎県が所有し、川谷堰堤に設置しているものである。 テンダーゲート等の操作は、長崎県が所管する治水に係る業務のためであり、佐世保市水道局川谷ダム操作規程に基づき操作が行われる。以上のことから契約の相手方は佐世保市に特定され、競争入札に適さない。	第167条の2 第1項第2号
40	土木部	河川課	H23.9.12	長崎県河川砂防情報 システム監視・保守業 務委託	8,568,000	福岡市博多区上呉服町10番 1号 パナソニックシステムソリューションジャパン㈱九州社 社長 善明 啓一	本業務の保守を適切に行うことによりシステム異常の未然防止、異常発生時の原因究明及び復旧を行うために、本システムを熟知し、かつ著作権による制限を受けないことが必要であ。このことから本システムのソフト開発業者であり、システムの内容・運用にも精通しているパナソニックシステムソリューションジャパン(株力州社と随意契約を行うため。	第167条の2 第1項第2号
41	土木部	河川課 (石木ダム建設事 務所)	H23.4.7	石木ダム資料作成 業務委託	1,995,000	大村市池田2丁目1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 中村 正	本業務は石木ダム計画について検証するために設けられた「地方公共団体からなる検証の場」の事務運営等に用いる資料の作成及びとりまとめ等を行うものであり、迅速な対応が要求されることから、長崎県の土木行政を熟知、精通した土木行政代行として信頼がおける機関が実施する必要がある。また、22年度からの継続業務である。随意契約の相手方である「(財)長崎県建設技術センター」は、長崎県が設立した法人であり、これまで各土木機関より各種説明会、委員会等を受託しているなど豊富な実績がある。特に、本業務と密接に関係している「石木ダム周辺整備構想検討委員会」、「川棚川水系河川整備警戒検討委員会」、「石木ダム計画概要説明会」、「石木ダム環境影響評価準備書説明会」及び「事業認定制度説明会」の運営を受託しており、業務内容に精通しているため、実績、行政経験、業務継続性等から運営事務業務である本業務の遂行に最も適している。	第167条の2 第1項第2号
42	土木部	建築課	H23.4.1	宅地建物取引業免許 事務等電算処理業務 委託	1,324,000	東京都港区虎/門3-8-21 財団法人 不動産適正取引 推進機構 理事長 板倉 英則	財団法人 不動産適正取引推進機構は、国及び47都道府県の宅地建物取引業事務棟に関する電算処理業務を行っている唯一の団体であるため。	第167条の2 第1項第2号

部局名	+		站
ᆔ		<i>/</i>  \	ᆔ.

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
43	土木部	建築課	H23.4.1	建築共用データベー スシステム(台帳・帳 簿登録システム閲覧 システム)利用契約	3,657,780	東京都新宿区神楽坂一丁目 15番地 財団法人 建築行政情報センター 理事長 松野 仁	指定確認検査機関や、建築士、建築士事務所の指導監督、違反建築物対策や既存建築物に係る各種定期報告・事故対応など建築行政の的確化、迅速化のためには各機関をネット回線で接続した共通のシステムが必要であり、ほかにこのようなシステムを開発しているものはいないため。	第167条の2
44	土木部	建築課	H23.4.1		構造プライヤ (大人) によって (大人) によの (大人) にもの (大人) にもの (大人) にも	東京都新宿区新宿二丁目1 番2号 株式会社 建築構造センター 代表取締役 田野邉 幸裕	建築基準法第18条の2第1項に基づき構造計算適合性判定を実施するため、県が指定構造計算適合性判定機関として指定したものであり、その他に指定した3機関とあわせ、それぞれの指定機関で適合性判定を行えるようにするものであり、性質又は目的が競争入札に適さないため。	第167条の2

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
44のき					構造プロ方のでは、10,000㎡以のでは、10,000㎡以のでは、10,000㎡、10,000㎡、10,000㎡、10,000㎡、10,000㎡、10,000㎡、10,000㎡、10,000㎡、10,000㎡、10,000㎡、10,000㎡、10,000㎡、10,000㎡、10,000㎡、10,000㎡、10,000㎡、10,000㎡			

立[7	巨夕		+	+	立「	
台以	同名	•	┰	$\Lambda$	쒸	

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
45	土木部	建築課	H23.4.1	平成23年度構造計 算適合性判定業務	もの@258,000	東京都港区赤坂八丁目5番 26号 日本ERI株式会社 代表取締役 中澤 芳樹	建築基準法第18条の2第1項に基づき構造計算適合性判定を実施するため、県が指定構造計算適合性判定機関として指定したものであり、その他に指定した3機関とあわせ、それぞれの指定機関で適合性判定を行えるようにするものであり、性質又は目的が競争入札に適さないため。	第167条の2

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
<b>45の</b>					構造計プロ方の では では では では できます できまか できまか できまか できまか できまか できまか できまか できまか			

立17	巴夕	. —	⊢⊣	ᆫᅘ
=13	一千		ı /	$\sim$

番号	計 所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
46	土木部	建築課	H23.4.1	平成23年度構造計算適合性判定業務	もの@258,000 50,000㎡を超える	任争区 亚石 吳	建築基準法第18条の2第1項に基づき構造計算適合性判定を 実施するため、県が指定構造計算適合性判定機関として指定 したものであり、その他に指定した3機関とあわせ、それぞれ の指定機関で適合性判定を行えるようにするものであり、性質 又は目的が競争入札に適さないため。	第167条の2

立[7	巨夕		+	+	立「	
台以	同名	•	┰	$\Lambda$	台	

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
46のき					構造プライ (大人) (大人) (大人) (大人) (大人) (大人) (大人) (大人)			

立[7	巨夕		+	+	立「	
台以	同名	•	┰	$\Lambda$	台	

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
47	土木部	建築課	H23.4.1	平成23年度構造計 算適合性判定業務	構造計プログラム にまって できない できない できない できない できない できない できない できない	丁目7番12号 株式会社 国際確認検査センター 代表取締役 山田 耕藏	建築基準法第18条の2第1項に基づき構造計算適合性判定を 実施するため、県が指定構造計算適合性判定機関として指定 したものであり、その他に指定した3機関とあわせ、それぞれ の指定機関で適合性判定を行えるようにするものであり、性質 又は目的が競争入札に適さないため。	第167条の2

÷0 0	<b>-</b>			رج ب
- <del> </del>		. –	_	~ ~
ᆔᄼ	<b>□  1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</b>		I /	$  \cdot  $

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
47の 続き					構造計りである。 精造計りである。 第2900㎡以外の 1,000㎡以のの 1,000㎡以のの 1,000㎡以のの 1,000㎡以のの 1,000㎡以のの 1,000㎡以のの 1,000㎡以のの 1,000㎡以のの 10,000㎡以のの 10,000㎡以のの 10,000㎡以のの 10,000㎡以のの 10,000㎡以外の 10,000㎡以外の 10,000㎡以外の 10,000㎡以外の 10,000㎡以外の 10,000㎡以外の 10,000㎡以外の 10,000㎡以外の 10,000㎡以内の 10,00			
48	土木部	建築課	H23.4.1	23委託 平成23年度 営繕積算システム等 整備業務委託		東京都港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル 財団法人 建築コスト管理シ ステム研究所 理事長 清水 令一郎	営繕積算システムは国土交通省と(財)建築コスト管理システム研究所が共同で開発管理しており、保守管理等を行える唯一の団体。	第167条の2 第1項第2号

立[7	巨夕		+	+	立「	
台以	同名	•	┰	$\Lambda$	台	

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
49	土木部	住宅課	H23.4.1	平成23年度県営住宅 管理システム維持に 必要な運用支援及び 技術支援業務委託契 約	9,450,000	長崎市恵美須町4-5 NBC情報システム株式会社 代表取締役 平井 健司	本システムを開発した同社以外に約12,000戸の県営住宅管理を円滑に処理することは困難と思われる。また、新年度の運用にあたっても業務全体の内容把握、バックアップ体制等を考えた場合、現在の県営住宅管理システムの維持について、的確かつ迅速に対応できるものは本システムの開発、維持、保守管理、改修に至るまで担ってきたNBC情報システム(株)をおいて他にはない。	
50	土木部	住宅課	H23.4.1	県営住宅火災共済掛 金	18,823,165	東京都港区虎/門2-3-17 社団法人 全国公営住宅火 災共済機構 理事長 河崎 広二	契約の相手方である全国公営住宅火災共済機構は、地方自治法第263条の2に基づ〈委託を受けて相互救済事業を行っている。火災等損害が生じた場合、本共済により復旧費を全額カバーできるうえ、消火器や火災警報機の設置等住宅防火施設を整備する際にも補助事業も利用できる。以上のことから(社)全国住宅共済機構と随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
51	土木部	住宅課	H23.4.15	県営住宅家賃返還額 算定業務委託	3,486,000	長崎市恵美須町4-5 NBC情報システム株式会社 代表取締役 平井 健司	県営住宅の家賃算定については、公営住宅法により規定された方法により計算されるが、今回、約1500戸の住戸について、その専用面積の誤算定により、平成10年度以降の家賃算定に誤りがありうち661戸で過大徴収であることが判明した。家賃算定に誤りのあった住戸については、正しい家賃を算定賦課するとともに、過大徴収分については、速やかな事務処理が求められている。今回の随意契約を締結するにあたっては、NBC情報システム(株)以外のものに契約の履行が可能でないか検討したが、「制度改正や各種措置による経過措置があり、家賃計算が非常に複雑であること」、「現在運用している住宅管理システムから入居者や家賃計算に必要な住戸情報等の抽出が必要なこと」、「新規業者では早急な対応ができないこと」により、「県営住宅管理システム」の維持管理業務を委託している同社以外では、業務遂行が困難であると思われる。以上により家賃算定誤りに伴う正規家賃算定業務の委託先については、同システムの開発、維持、保守管理、改修に至るまで担ってきたNBC情報システム(株)をおいて他にはない。	

ᅑᅜ	局名	. –	$\vdash$ $\neg$	に記
- II)	$I \cap I \xrightarrow{T} I$			

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
52	土木部	住宅課	H23.5.31	平成23年度木造住宅 総合対策事業業務 (第13回長崎県木造 住宅コンクール)	6,000,000	油車屋 合质 知明	今回の契約は、良質な木造住宅の供給促進のための普及啓発の一環として、住宅関係技術者の技術向上を図ることを目的に木造住宅コンケールを開催する。 県下から広〈募集をするため、建築の専門知識を有しかつ公平な立場で業務を執行できる機関は長崎県住宅・建築総合センターをおいて他にはない。	第167条の2 第1項 第2号
53	土木部	住宅課	H23.6.1	平成23年度耐震·安 心住まいづくり支援事 業相談業務	1,246,525	長崎市元船町17-1 (財)長崎県住宅·建築総合 センター 理事長 宮原 和明	住宅の耐震化に関する相談業務を的確に実施するためには、 広範な建築知識に対する専門性、建築業界に対する公平性を 担保できることが最も重要である。(財) 長崎県住宅・建築総合 センターは、県民に対して住宅・建築などに関する知識の普 及、住宅・建築技術者に対して関連情報の提供をするなどの 目的を持っている。専門かつ公平な立場で業務を執行できる 機関は、長崎県住宅・建築センターをおいて他にはない。	第167条の2 第1項 第2号
54	土木部	住宅課	H23.9.6	平成23年度木造住 宅総合対策事業「住 生活月間イベント・住 宅フェア開催運営補 助業務」	3,562,249	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送株式会社	本業務は、10月の住生活月間に合わせて、住まいや、暮らしに関する県の事業やイベント行事、各種制度、施策、相談窓口の紹介など県民に役立つ情報を提供するイベント(住宅フェア)を開催するものである。 3社による住宅フェアの企画・運営及び、事務局の運営補助に関する業者企画提案プレゼンを行い、県民に最も情報を提供できる提案をした業者を1社選定し、契約を行ったため。	第167条の2 第1項 第2号
55	土木部	住宅課	H24.3.12	平成23年度 住宅の 耐震化等に関する情 報提供業務	3,398,021	長崎市茂里町3-1 株式会社 アド長崎新聞 代表取締役 松江 健次郎	本業務は、県民対して住宅の耐震診断等の多岐に渡る住宅施策の広報を行うために折り込み広告等による情報提供を行うものである。 業者の選定にあたっては、5社からの企画提案書等の提出後、選定委員会による選定を経て、広〈県民の目に届き、保存性の高い広報媒体、広報手法が提案された業者と契約を行ったため。	第167条の2 第1項 第2号